

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案に対する修正案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の改正規定中「七年間」を「六年間」に改める。

第二十条の改正規定中「七年」を「六年」に、「平成二十四年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 政府は、この法律の施行後三月以内に、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）が保有する病院（これに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下同じ。）の運営の在り方について検討を加え、その結果に基づき、これらの病院について地方公共団体その他の公的医療機関を開設することができる者に譲渡するもの、医療法人その他の団体に譲渡するもの及び廃止するものに分類するための基準を作成するとともに、これらの病院を機構がその解散の時までに当該基準に従って円滑に譲渡し、又は廃止するための措置を講ずるものとする。